

広報かんら



2026 年
6月15日号

発行・編集・印刷

甘 楽 町
(総務課行政係)

おしらせ版 No.1317

お知らせ

児童手当制度のご案内



対象者 町内在住の高校生年代までの児童を養育している人
手当(月額) 児童1人当たりの支給額は左表のとおりです。

児童の年齢	第1子 第2子	第3子以降
3歳未満	1万5千円	3万円
3歳～ 高校生年代	1万円	3万円

支給日 偶数月の1日(年6回)

※支給日が土日・祝日の場合は、直後の金融機関営業日となります。

第3子以降の算定

大学生年代(22歳になった後、最初の3月31日まで)の子どもがいる場合、年齢が高い方から第1子、第2子と数えます。手続きが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

◎現況届

原則現況届の提出は不要ですが、次に該当する人は現況届や必要書類の提出が必要です。

現況届の提出が必要な人

- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在町と異なる人
- 支給要件児童の戸籍がない人
- 離婚協議中で配偶者と別居している人
- その他、町から提出の案内があった人

問合せ にこにこ甘楽
福祉課こども係

☎ (67) 5194
FAX (67) 7066



ホームページ

成年後見制度について ご相談ください

成年後見制度について詳しく知りたい、手続きについて教えてほしいなどの相談に応じます。内容に応じて弁護士などの専門職につなげます。オンライン(Zoom)相談にも対応します。まずはお問い合わせください。

日時 月々金曜日(年末年始・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

問合せ

甘楽町社会福祉協議会

☎ (74) 5700



ホームページ

FAX (74) 5760
にこにこ甘楽

地域包括支援センター

☎ (67) 5182
FAX (67) 7066



クビアカツヤカミキリ等 防除対策事業補助金

特定外来生物のクビアカツヤカミキリなどの防除費用を支援します。

対象者

- 町内の農地で「モモ(ネクタリンを含む)」「スモモ」「ウメ」などの生産販売を行う農業者または法人
- 町税などを滞納していないこと



対象経費 令和8年4月以降に、防除対策として支払った農薬購入費・委託費・消耗品費・機械貸借費・燃料費

補助金の額 補助率50%、1円未満の端数切捨て(上限10万円)

申込期限 令和9年3月1日(月)

申込・問合せ

産業課農林係

☎ (64) 8319
FAX (74) 5813



県ホームページ

広告